

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

1. 物資及び資材の備蓄、整備

(1)防災のための備蓄との関係

避難や救援に必要な物資や資材については、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

(2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3)県との連携

市は、物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1)施設及び設備の整備、点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2)ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3)復旧のための各種資料等の整備

市は、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。